



あいわ通信



あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。



司法書士のお仕事紹介～商業登記編⑥ 恐怖の「みなし解散」～

こんにちは。司法書士の粒来です。

あいわ通信8月号では、商業登記をしないでいると過料の請求を受けるというお話でしたが、今月号は、会社によっては過料より痛いかもしれないペナルティのお話です。

前回の記事で、株式会社の役員は、メンバーに変更がなくても任期が到来するたびに更新の登記をしなければならないとご紹介しました。

そして、株式会社の役員の任期は、最長でも10年です。

したがって、きちんとルールを守っている会社は、必ず10年に1回以上の頻度で登記をしています。10年以上登記記録に動きがない会社は、登記をするのを忘れているか、あるいは既に営業実態がなく、放置されている会社のどちらかです。



そこで、最後の登記から12年を経過しても登記記録に動きがない株式会社は、法務局から状況確認（警告）の通知が送付されることになっています。

ただ、もしそのような通知が来てしまっても、あわてず法務局に通知の返答をするか、怠っていた登記の申請をすれば、さしあたり大きな問題にはなりません。

問題は、そのどちらもしなかった会社です。通知に対して何もリアクションをしないと、その会社はもはや営業実態がないと法務局に判断され、なんと、法務局に勝手に会社の解散（≒廃業）の登記をされてしまいます。これを、「みなし解散」といいます。

法務局が解散させた会社は、法人の代表者がいなくなります。（誤解を招く表現でしたが、登記をしなかった罪で社長が法務局の職員に連れ去られるわけではありません。解散により代表取締役の地位を失ってしまうということです。）

そのため、会社名義の契約などができなくなります。

また、解散した会社は法律上、廃業に向けた行為しかできないので、営利目的で事業を継続することも許されません。どれほど順風満帆な会社でも、法務局の手続きを無視したという一事をもって、事業の停滞を余儀なくされてしまうこととなります。たかが登記、されど登記です。

<裏面に続く>



<表面から続き>

なお、一応の救済措置として、みなし解散の登記がされてから3年以内であれば、会社を復活させる登記（会社継続の登記）をすることが可能です。しかし、たとえ継続の登記をしても、一度されてしまった解散の記録は消えません。

登記記録を見ただけで、法律上やらなければならないことを怠り、お仕置きを受けた会社というのが一目瞭然になってしまいます。

これも地味に痛い。

ちなみに、この「みなし解散」の制度、会社の種類が有限会社や合同会社の場合には存在しません。

有限会社や合同会社は役員（社員）の任期に制限がなく、定期的に必ずしなければならない登記というものがありません。そのため、ルールをきちんと守っていても、ずっと登記の機会がないことがあります。

有限会社を新しく作ることはできませんが、合同会社は設立が可能ですので、ご自身がずぼらとの自覚がある法人設立希望の方は、株式会社でなく、合同会社を選択してもよいかもしれません。

どうしても株式会社でいきたいという方は、もう観念して当事務所にご依頼ください(*^_^*)

以上、今回は、情け容赦ない「みなし解散」の制度についてご紹介しました。

だんだんと記事のネタがなくなってまいりました。

次回は、引き続き商業登記にまつわる話題を絞り出してご紹介するかもしれませんし、もしかしたら私の家族のよもやま話でお茶を濁すかもしれません。

どのような記事になるか、お楽しみにせずにお待ちください。。。



新型コロナウイルス感染症の影響により借金の返済が難しくなってしまった方へ

弊事務所では、新型コロナウイルス感染症の影響により借金の返済が難しくなってしまった方のために、対応時間を延長してご相談を受け付けております。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、この状況が長期化していることにより、労働者や事業者に多大な影響が出ております。様々な支援策が打ち出されていますが、収入の減少により借入金の返済が困難になる方も現に出ております。

弊事務所では、借金の返済が困難になった方向けの相談を対応時間を延長して受け付けております。お悩みごとがございましたら、お気軽にご相談ください。

【相談無料・お問い合わせ】

0120-913-317（相談無料）

借入金の返済が難しくなってきたときは、なるべく早めの段階でご相談いただくことで、債務整理の選択肢を増やすことができます。

特に、住宅ローンの返済がある方は、ご自宅を守る債務整理の方法があります。不動産を売却する前に、まずは弊事務所にご相談ください。

《コロナ対策を徹底しています》



相談室の飛沫防止のパーティション、消毒液の設置、事務所の換気、スタッフのマスク着用・手洗いを徹底しています。

ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）


あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

